

家族が亡くなった時の各種手続きについて

(各種手続きのご案内)



この度は大変ご愁傷様です。心からお悔やみ申し上げます。
 お亡くなりになった方について、次のような手続きが必要になります。
 手続きを怠ると思わぬ不利益を被ることがありますので、該当する事項がありましたら早めにお済ませください。
 なお、一般的な手続き事項をお示したものであり、これら以外の手続きや書類などが必要になることがあります。

〒078-2192 北海道雨竜郡秩父別町4101番地
 秩父別町役場 電話 0164-33-2111・FAX 33-3466

印鑑登録・個人番号カード(通知カード)・住民基本台帳カード

手続きする事項	手続きの内容	手続きに必要なもの	担 当	確認欄
1 印鑑登録をしていた方	・死亡すると廃止になりますので、印鑑登録証(カード)をお返してください。	・印鑑登録証(カード)	住民課 戸籍係	
2 個人番号カード(通知カード)／住民基本台帳カードを持っていた方	・死亡すると廃止になりますが、各種手続きに必要な場合があります。	・個人番号カード(通知カード) ・住民基本台帳カード	住民課 戸籍係	

年金・農業者年金

3 年金を受給していた方	・年金未支給請求書を提出してください。 ※遺族年金が発生する場合がありますので、ご相談ください。	・死亡者の年金証書 ・請求者の通帳 ・請求者の個人番号カード(通知カード) ・その他	住民課 年金係	
4 年金を受給していなかった方	・遺族年金、寡婦年金、死亡一時金が発生する場合がありますので、ご相談ください。	・年金手帳等、死亡した方の年金加入状況がわかるもの ・請求者の個人番号カード(通知カード)	住民課 年金係	
5 議員年金等を受給していた方	・手続きがありますので議会事務局にご連絡ください。	・死亡者の年金証書 ・死亡者の戸籍抄本 ・請求者の戸籍謄本 ・請求者の印鑑	議会事務局	
6 農業者年金を受給していた方	・農業者年金死亡関係届出書の提出が必要です。 ・農協で手続きをしてください。	【農協で必要なもの】 ・死亡者の年金証書 ・請求者の印鑑 ・請求者の通帳 ・請求者及び死亡者の戸籍謄本(又は除籍謄本)	農業委員会 事務局	
7 農業者年金に加入していた方	・農業者年金死亡関係届出書の提出が必要です。 ・農協で手続きをしてください。 ※死亡一時金が発生する場合がありますので、ご相談ください。	【農協で必要なもの】 ・請求者の印鑑 ・請求者の通帳 ・請求者及び死亡者の戸籍謄本(又は除籍謄本)等 ・農業者年金被保険者証	農業委員会 事務局	

	手続きする事項	手続きの内容	手続きに必要なもの	担 当	確認欄
8	国民健康保険に加入していた方	・資格喪失届を提出し、資格確認書等をお返してください。 ・葬祭費支給申請書を提出してください。 ・世帯主が亡くなった場合は、資格確認書等が新しくなりますので、加入者全員の資格確認書等をお返してください。	・資格確認書等 ・届出者の印鑑 ・振込口座の通帳	住民課 国保係	
9	介護保険被保険者証を持っていた方（65歳以上の方全員）	・資格喪失届を提出し、被保険者証をお返してください。 ・保険料還付等の口座登録をしてください。（相続人）※介護保険料が返還される場合があります。	・届出者（相続人）の印鑑 ・介護保険被保険者証 ・振込口座の通帳	住民課 介護保険係	
10	後期高齢者医療制度対象の方	・資格確認書をお返してください。 ・葬祭費支給の手続きをしてください。 ・保険料還付等の口座登録をしてください。（相続人）※後期高齢者保険料が返還される場合があります。	・資格確認書 ・届出者（相続人）の印鑑 ・振込口座の通帳 ・会葬礼状	住民課 後期高齢者係	
11	重度心身障害者医療・ひとり親家庭等医療・乳幼児医療の受給者証を持っていた方	・資格喪失届を提出し、受給者証をお返してください。	・受給者証 ・届出者の印鑑	住民課 医療係	
12	自立支援医療受給者証（精神通院／更生医療）を持っていた方	・自立支援医療受給者証をお返してください。	・自立支援医療受給者証	住民課 社会福祉係	

福祉制度の手帳・受給者証

13	身体障害者手帳を持っていた方	・手帳返還届を提出し、手帳をお返してください。	・身体障害者手帳	住民課 社会福祉係	
14	療育手帳を持っていた方	・手帳返還届を提出し、手帳をお返してください。	・療育手帳	住民課 社会福祉係	
15	障害者手帳（精神保健福祉手帳）を持っていた方	・障害者手帳（精神保健福祉手帳）をお返してください。	・障害者手帳（精神保健福祉手帳）	住民課 社会福祉係	
16	障害者自立支援法の各種サービスを受けていた方	・障害福祉サービス受給者証をお返し下さい。	・障害福祉サービス受給者証	住民課 社会福祉係	

福祉制度の各種手当

17	児童手当を受けていた方	【保護者が亡くなった場合】 ・未払金がある場合は、未払請求書を提出してください。 ・引き続き配偶者が受給する場合は、認定請求書を提出してください。	・請求者の印鑑 ・振込口座の通帳	住民課 社会福祉係	
		【児童が亡くなった場合】 ・受給事由消滅届又は額改定届を提出してください。	・印鑑		

	手続きする事項	手続きの内容	手続きに必要なもの	担 当	確認欄
18	児童扶養手当を受給していた方	【保護者が亡くなった場合】 ・受給者死亡届を提出してください。 ・未払金がある場合は、未払手当請求書を提出してください。 【児童が亡くなった場合】 ・資格喪失届又は額改定届を提出してください。	・児童扶養手当証書 ・届出者の印鑑 ・振込口座の通帳	住民課 社会福祉係	
19	特別児童扶養手当を受給していた方	【保護者が亡くなった場合】 ・受給者死亡届を提出してください。 ・未払金がある場合は、未払手当請求書を提出してください。 【児童が亡くなった場合】 ・資格喪失届又は額改定届を提出してください。	・特別児童扶養手当証書 ・届出者の印鑑 ・振込口座の通帳	住民課 社会福祉係	
20	障害児福祉手当 特別障害者手当を受けていた方	・受給者死亡届を提出してください。 ・未払金がある場合は、未払手当請求書を提出してください。	・届出者の印鑑 ・受給者の死亡が記載された戸籍抄本1通 ・振込口座の通帳	住民課 社会福祉係	

その他

21	戸別受信機を使用していた方	・戸別受信機の返却または貸与者の変更（変更届の提出）が必要です。	・印鑑	総務課 防災係	
22	町水道を使用していた方	・所有者変更届を提出してください。 ・亡くなった方の口座から料金を引落ししていた場合は、口座変更の手続きが必要です。 ※ゆうちょ口座の場合は、ゆうちょ銀行で手続きをしてください。 ※水道を使わない場合は、給水停止届を提出してください。	・振替口座の通帳 ・通帳の印鑑 ・印鑑	建設課 上下水道係	
23	合併浄化槽を使用していた方	・今後合併浄化槽を使わない場合は、休止又は廃止届が必要な場合があります。 ・亡くなった方が管理者だった場合、管理者変更届を提出してください。	・印鑑	建設課 上下水道係	
24	犬を飼っている方	・犬の登録事項変更届を提出してください。		住民課 衛生係	
25	秩父別墓地を使用していた方	・使用者が死亡した場合、墓地使用継承者を定め、墓地使用権移転届を提出してください。（継承者が町外在住の場合、墓地管理代理人〔町民に限る〕を定め墓地管理代理届を提出してください。）	・印鑑 ・使用者と継承者の関係性がわかる戸籍謄本の写し	住民課 衛生係	
26	秩父別墓地に埋葬（納骨）する方	・埋葬（納骨）の日が決まりましたら、埋葬届出書を提出してください。	・印鑑 ・火葬許可証	住民課 衛生係	
27	路線バス高齢者利用登録証所有の方	・登録証をお返してください。	・利用登録証	住民課 社会福祉係	

	手続きする事項	手続きの内容	手続きに必要なもの	担 当	確認欄
28	60歳以上の方	秩父別温泉入館料助成券及び、タクシー助成券をお返してください。	・各助成券	住民課 社会福祉係	
29	公営住宅に入居していた方	・同居者異動届、入居継承申請、又は退去届の提出が必要になります。 ※異動・継承の場合は家賃が変わることがあります	・印鑑	建設課 住宅係	
30	林地を所有していた方	・所有者変更届けが必要な場合があるのでご相談ください。		産業課 農産係	
31	農地を所有していた方	・農地相続届が必要ですのでご相談ください。		農業委員会 事務局	
32	町民税・固定資産税・軽自動車税を納めていた方	・確認事項がありますのでお問い合わせください。		総務課 税務係	
33	不動産登記の申請	・不動産の名義人(所有者)が亡くなった場合、相続人等への所有権移転登記の申請が必要です。 旭川地方法務局登記部門で手続きをしてください。	旭川地方法務局登記部門にお問い合わせください。 電話 0166-38-1161		